

確認項目及び確認文書

P 1 ~ P 5

(特定施設入居者生活介護 (一般))

介護保険施設等運営指導マニュアル (令和 4 年 3 月) 別添 1 から抜粋
(厚生労働省老健局総務課介護保険指導室)

110 特定施設入居者生活介護

個別サービスの質に関する事項			
		確認項目	確認文書
設備	設備 (第177条、第192条の6)	<ul style="list-style-type: none"> ・平面図に合致しているか【目視】 ・使用目的に沿って使われているか【目視】 	<ul style="list-style-type: none"> ・平面図
運営	内容及び手続の説明及び契約の締結等 (第178条、第192条の7)	<ul style="list-style-type: none"> ・入居申込者又はその家族への説明と同意の手続きを取っているか ・重要事項説明書の内容に不備等はないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・重要事項説明書 (入居申込者又は家族の同意があったことがわかるもの) ・入居契約書
	サービス提供の記録 (第181条)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設サービス計画にある目標を達成するための具体的なサービスの内容が記載されているか ・日々のサービスについて、具体的な内容や利用者の状況等を記録しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供記録 ・業務日誌
	指定特定施設入居者生活介護の取扱方針 (第183条)	<ul style="list-style-type: none"> ・生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等（身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む）を行っていないか ・身体的拘束等の適正化を図っているか（身体的拘束等を行わない体制づくりを進める策を講じているか） ・やむを得ず身体的拘束等をしている場合、家族に確認をしているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束等廃止に関する（適正化のための）指針 ・身体的拘束等の適正化検討委員会名簿 ・身体的拘束の適正化検討委員会議事録 ・（身体的拘束等がある場合）入居者の記録、家族への確認書
	特定施設サービス計画の作成 (第184条)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の希望を踏まえて特定施設サービス計画が立てられているか ・利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を行っているか ・利用者が現に抱える問題点、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか ・特定施設サービス計画の作成に当たり、計画策定担当者は他の特定施設従業者と協議しているか ・特定施設サービス計画を本人や家族に説明し、同意を得ているか ・特定施設サービス計画に基づいたケアの提供をしているか ・目標の達成状況は記録されているか ・達成状況に基づき、新たな特定施設サービス計画が立てられているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設サービス計画（利用者又は家族の同意があったことがわかるもの） ・サービス提供記録 ・モニタリングシート
	介護 (第185条)	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら入浴が困難な利用者に対する入浴の回数及び方法は適切か 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供記録／業務日誌

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項			
確認項目			確認文書
人員	従業者の員数 (第175条、第192条の4)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対し、従業者の員数は適切であるか ・必要な専門職が揃っているか ・専門職は必要な資格を有しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務実績表／タイムカード ・勤務体制一覧表 ・従業者の資格証
	管理者 (第176条、第192条の5)	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者の雇用形態が分かる文書 ・管理者の勤務実績表／タイムカード
運営	受給資格等の確認 (第11条)	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期限を確認しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険番号、有効期限等を確認している記録等
	利用料等の受領 (第182条)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者からの費用徴収は適切に行われているか ・領収書を発行しているか ・医療費控除の記載は適切か 	<ul style="list-style-type: none"> ・請求書 ・領収書
	緊急時等の対応 (第51条)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応マニュアル等が整備されているか ・緊急事態が発生した場合、速やかに主治の医師又は協力医療機関に連絡しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応マニュアル ・サービス提供記録
	運営規程 (第189条、第192条の9)	<ul style="list-style-type: none"> ・運営における以下の重要事項について定めているか <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業の目的及び運営の方針 2. 特定施設従業者の職種、員数及び職務内容 3. 入居定員及び居室数 4. 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 5. 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続 6. 施設の利用に当たっての留意事項 7. 緊急時等における対応方法 8. 非常災害対策 9. 虐待の防止のための措置に関する事項 10. その他運営に関する重要事項 <p>注) 外部サービス利用型の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業の目的及び運営の方針 2. 外部サービス利用型特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容 3. 入居定員及び居室数 4. 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 5. 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地 6. 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続 7. 施設の利用に当たっての留意事項 8. 緊急時等における対応方法 9. 非常災害対策 10. 虐待の防止のための措置に関する事項 11. その他運営に関する重要事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項			
		確認項目	確認文書
運 営	勤務体制の確保等 (第 190 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供は特定施設の従業員によって行われているか ・業務の全部又は一部を委託している場合、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し結果を記録しているか ・資質向上のために研修の機会を確保しているか ・認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講じているか ・性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用の形態（常勤・非常勤）がわかる文書 ・研修計画、実施記録 ・方針、相談記録 ・委託事業者の業務の実施状況の確認記録
	業務継続計画の策定等 (第 30 条の 2)	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画（業務継続計画）の策定及び必要な措置を講じているか。 ・従業員に対する計画の周知、研修及び訓練を実施しているか ・計画の見直しを行っているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画 ・研修及び訓練計画、実施記録
	非常災害対策 (第 103 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害（火災、風水害、地震等）対応に係るマニュアルがあるか ・非常災害時の連絡網等は用意されているか ・防火管理に関する責任者を定めているか ・避難・救出等の訓練を実施しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害時対応マニュアル（対応計画） ・運営規程 ・避難・救出等訓練の記録 ・通報、連絡体制 ・消防署への届出 ・消防用設備点検の記録
	衛生管理等 (第 104 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて衛生管理について、保健所の助言、指導を求め、密接な連携を保っているか ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を講じているか ・感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を 6 か月に 1 回開催しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会名簿、委員会の記録 ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の記録及び訓練の記録

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項			
確認項目			確認文書
運 営	秘密保持等 (第 33 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の利用に当たり、利用者（利用者の情報）及び家族（利用者家族の情報）から同意を得ているか ・退職者を含む、従業員が入所者の秘密を保持することを誓約しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報同意書 ・従業員の秘密保持誓約書
	広告 (第 34 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・広告は虚偽又は誇大となっていないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット／チラシ
	苦情処理 (第 36 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情受付の窓口があるか ・苦情の受付、内容等を記録、保管しているか ・苦情の内容を踏まえたサービスの質向上の取組を行っているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情の受付簿 ・苦情者への対応記録 ・苦情対応マニュアル
	事故発生時の対応 (第 37 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・事故が発生した場合の対応方法は定まっているか ・市町村、家族、居宅介護支援事業者等に連絡しているか ・事故状況、対応経過が記録されているか ・損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行うための対策を講じているか ・再発防止のための取組を行っているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・事故対応マニュアル ・市町村、家族、居宅介護支援事業者等への連絡記録 ・事故対応記録 ・再発防止策の検討の記録
	虐待の防止 (第 37 条の 2)	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の発生・再発防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、従業員に周知しているか ・虐待の発生・再発防止の指針を整備しているか ・従業員に対して虐待の発生・再発防止の研修及び訓練を実施しているか ・上記の措置を適切に実施するための担当者を設置しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の開催記録 ・虐待の発生・再発防止の指針 ・研修及び訓練計画、実施記録 ・担当者を設置したことが分かる文書

注 1) () は指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）の該当条項

注 2) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 9 号）附則により施行期日の定めがある事項に係る確認項目及び確認文書の取扱いは次のとおりとする。

「運営規程」のうち虐待の防止のための措置に関する事項、「勤務体制の確保」のうち認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置に関する事項、「業務継続計画の策定等」、「衛生管理等」のうち感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策に関する事項、「虐待の防止」

令和 6 年 4 月 1 日より適用（令和 6 年 3 月 31 日までは努力義務）

令和4年度 鹿児島県介護保険施設等集団指導 資料

人員基準，設備基準及び運営基準等について・・・P6
介護給付費の算定及び取扱いについて・・・P34

(特定施設入居者生活介護 (一般))

指定特定施設入居者生活介護事業

	着 眼 点	自己評価
※指定居宅サービスの事業の一般原則	(1) 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。	適 ・ 否
	(2) 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。	適 ・ 否
	(3) 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	適 ・ 否
	(4) 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>「常勤換算方法」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の「母性健康管理措置」又は育児・介護休業法の「育児及び介護のため所定労働時間の短縮等の措置」が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。 <p>「常勤」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該事業所において定められている常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいう。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。 ・ 人員基準において常勤要件が設けられている場合、従業者が産前産後休業、母性健康管理措置、育児休業、介護休業、育児休業に準ずる休業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能である。 		<p>基準 第3条</p> <p>解釈 第2の2</p>	<p>法：介護保険法</p> <p>基準：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平11厚生省令第37号）</p> <p>解釈：指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平11老企第25号）</p>

特定施設入居者生活介護（一般）（囲みは運営指導時の確認項目）

	着 眼 点	自己評価
第1 基本方針	(1) 指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、利用者が当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとなっているか。	適 ・ 否
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、安定的かつ継続的な事業運営に努めているか。	適 ・ 否
第2 人員に関する基準 1 従業者の員数	指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき特定施設従業者の員数は、次のとおりとなっているか。	適 ・ 否
(1) 生活相談員	(1) 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上であるか。	適 ・ 否
	(2) 生活相談員のうち1人以上は、常勤であるか。	適 ・ 否
(2) 看護職員又は介護職員	(1) 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であるか。	適 ・ 否
	(2) 看護職員の数は、利用者の数が30を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1以上となっているか。 また、利用者の数が30を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上となっているか。	適 ・ 否
	(3) 常に1以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されているか。	適 ・ 否
	(4) 看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者となっているか。	適 ・ 否
(3) 機能訓練指導員	(1) 1以上となっているか。	適 ・ 否
	(2) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者であるか。 ただし、当該特定施設における他の職務に従事することは差し支えない。 この「訓練を行う能力を有する者」は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者であるか。	適 ・ 否 資格名 ()

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設サービス計画に位置付けられた目標や課題に沿ったサービスとなっているか。 ・ 利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成し、適切に行っているか。 (参考：第4 運営基準10) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定申請書(控) ○ 特定施設サービス計画 ○ 提供した個々の指定特定施設入居者生活介護に係る記録等の文書(以下「実績記録」) など 	<p>法第73条第1項 基準 第174条</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活相談員は、社会福祉主事又はこれと同等以上の能力を有する者であるか。 ・ 同等以上とは、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員のいずれかの資格を有することが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勤務表 ○ 出勤簿 ○ 資格証 など 	<p>法第74条第1項</p> <p>基準 第175条第1項 第一号</p> <p>基準 第175条第4項</p>	
<p>[看護職員及び介護職員の合計]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であるか。 $\left(\begin{array}{l} \text{要介護者である利用者数(A)} \\ (A) \div 3 = \text{配置人員(端数を切り上げ)} \end{array} \right)$ ・ 看護職員とは、看護師又は准看護師である。 $\left(\begin{array}{l} (\text{利用者数} - 30) \div 50 + 1 = \text{配置人員(端数を切り上げ)} \end{array} \right)$ 		<p>基準 第175条第1項 第二号イ</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所ごとに利用者の状況等に応じて設定された宿直時間帯を含めて、確保されているか。 		<p>基準 第175条第1項 第二号ハ</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護者のサービス提供に従事する者と、他の従業者と明確に区分するための措置及び趣旨が運営規程において明示されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運営規程 	<p>基準 第175条第5項</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。 		<p>基準 第175条第1項 第三号</p> <p>基準 第175条第6項</p> <p>解釈 第3の十の1(3)</p>	

特定施設入居者生活介護（一般）（ 囲みは運営指導時の確認項目）

	着 眼 点	自己評価
(4) 計画作成担当者	(1) 1以上（利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）となっているか。 (2) 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとなっているか。 ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することは差し支えない。	適・否 適・否
2 指定特定施設入居者生活介護と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設で一体的に運営されている場合の特定施設従業者の員数	指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、1の規定にかかわらず、特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとなっているか。	適・否
(1) 生活相談員	(1) 常勤換算方法で、利用者及び介護予防サービスの利用者の合計数（総利用者数という。）が100又はその端数を増すごとに1人以上であるか。 (2) 生活相談員のうち1人以上は、常勤であるか。	適・否 適・否
(2) 看護職員又は介護職員	(1) 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数及び介護予防サービスの利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数が3又はその端数を増すごとに1以上であるか。 (2) 看護職員の数、総利用者数が30を超えない指定特定施設にあつては、常勤換算方法で、1以上となっているか。 また、総利用者数が30を超える指定特定施設にあつては、常勤換算方法で、1に総利用者数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上となっているか。 (3) 常に1以上の指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されているか。 ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りではない。 (4) 看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ1人以上は、常勤の者となっているか。 ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、看護職員及び介護職員のうちいずれか1人が常勤であればよい。	適・否 適・否 適・否 適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
	○ 資格証 など	基準 第175条第1項 第四号 基準 第175条第7項	
	○ 勤務表	基準第175条	
[看護職員及び介護職員の合計] ・ 常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であるか。 要介護者である利用者数(A) (A)÷3=配置人員(端数を切り上げ) 要支援者である利用者数(B) (B)÷10=配置人員(端数を切り上げ) ・ 看護職員とは、看護師又は准看護師である。 (利用者数-30)÷50+1=配置人員(端数を切り上げ)		基準 第175条第2項 第一号 基準 第175条第4項 基準 第175条第2項 第二号イ 基準 第175条第2項 第二号ロ 基準 第175条第2項 第二号ハ 基準 第175条第8項	

特定施設入居者生活介護（一般）（□囲みは運営指導時の確認項目）

	着 眼 点	自己評価
(3) 機能訓練指導員	(1) 1以上となっているか。 (2) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者であるか。 ただし、当該特定施設における他の職務に従事することは差し支えない。 この「訓練を行う能力を有する者」は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者であるか。	適・否 適・否 資格名 ()
(4) 計画作成担当者	(1) 1以上（総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）となっているか。 (2) 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとなっているか。 ただし、利用者及び介護予防サービスの利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することは差し支えない。	適・否 適・否
(経過措置)	上記の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って指定特定入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。 1 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。 2 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数	適・否 適・否
3 利用者の数	1及び2の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値となっているか。 ただし、新規に指定を受けた場合は、適正な推定数により算定しているか。	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>・ はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。</p>	○ 資格証 など	<p>基準第175条第2項第三号 基準第175条第6項</p> <p>基準第175条第2項第四号 基準第175条第7項</p> <p>附則第14条</p> <p>基準第175条第3項</p>	

特定施設入居者生活介護（一般）（□囲みは運営指導時の確認項目）

	着 眼 点	自己評価
4 管理者	<p>指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。</p> <p>ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>兼務の状況 有 ・ 無</p>
第3 設備に関する基準		
1 設 備	<p>(1) 指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物であるか。</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物としているか。</p> <p>① スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>② 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。</p> <p>③ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p> <p>(3) 指定特定施設は、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有しているか。</p> <p>ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあつては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあつては機能訓練室を設けないことは差し支えない。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>
(1) 介護居室	<p>介護居室は、次の基準を満たしているか。</p> <p>(1) 1の居室の定員は、1人となっているか。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>(2) プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであるか。</p> <p>(3) 地階に設けていないか。</p> <p>(4) 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 他の事業所、施設等の職務に従事するとは、事業の内容は問わないが、例えば併設される訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う従業者との兼務は一般的には管理業務に支障があると考えられる。 	○ 勤務表 など	基準第176条	
<ul style="list-style-type: none"> 「火災に係る利用者の安全性が確保されている」と認めるときの判断基準 <ol style="list-style-type: none"> 左記①～③の要件のうち、満たしていないものについても、一定の配慮措置が講じられていること。 日常における又は火災時の火災に係る安全性の確保が、利用者が身体的、精神的に障害を有する者であることに鑑みてなされていること。 管理者及び防火管理者は、当該指定特定施設の建物の燃焼性に対する知識を有し、火災の際の危険性を十分認識するとともに、職員等に対して、火気の取扱いその他火災予防に関する指導監督、防災意識の高揚に努めること。 定期的に行うこととされている避難等の訓練は、当該指定特定施設の建物の燃焼性を十分に勘案して行うこと。 	○ 平面図(求積図)	<p>法第74条第2項 基準 第177条第1項</p> <p>基準 第177条第2項</p> <p>解釈準用 (第3の八の2 (3))</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 同一敷地内にある若しくは道路を隔てて隣接する又は当該特定施設入居者生活介護事業所の付近にある等機能訓練の実施に支障のない範囲内にある施設の設備を利用する場合も含まれる。 		<p>基準 第177条第3項</p> <p>解釈 第3の十の2(3)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 「利用者の処遇上必要と認められる場合」とは、例えば、夫婦で居室を利用する場合等であつて、事業者の都合により一方的に2人部屋とすることはできない。 なお、平成18年4月1日に既存の指定特定施設における定員4人以下の介護居室については、個室としなくてもよい。 		<p>基準 第177条第4項 第一号</p> <p>解釈 第3の十の2(2) H18省令第33号 附則第2条</p>	

特定施設入居者生活介護（一般）（□囲みは運営指導時の確認項目）

	着 眼 点	自己評価
(2) 一時介護室	介護を行うために適当な広さを有しているか。	適・否
(3) 浴室	身体の不自由な者が入浴するのに適したものか。	適・否
(4) 便 所	居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えているか。	適・否
(5) 食 堂	機能を十分に発揮し得る適当な広さを有しているか。	適・否
(6) 機能訓練室	機能を十分に発揮し得る適当な広さを有しているか。	適・否
2 構 造	上記(1)。(2)。(5)及び(6)でいう「適当な広さ」の具体的な広さについては、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項であり、利用申込者に対する文書を交付しての説明及び掲示がされているか。	適・否 説明文書及び 掲 示 有・無
(経過措置)	<p>(1) 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有しているか。</p> <p>(2) 指定特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによっているか。</p> <p>平成11年3月31日に現に存する有料老人ホームであって、次のいずれにも該当するものとして平成12年厚生省告示第48号（厚生大臣が定める有料老人ホーム）に該当する場合は、浴室及び食堂を設けないことができる。</p> <p>① 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）（以下この号において「養護老人ホーム等」という。）を併設しており、入所者が当該養護老人ホーム等の浴室及び食堂を利用することができるものであること。</p> <p>② 入所定員が50人未満であること。</p> <p>③ 入所者から支払を受ける家賃並びに管理及び運営費の合計額（以下「家賃等」という。）が比較的低廉であること。</p> <p>④ 入所者からの利用料、平成11年3月31日厚生省令第37号の第182条第3項各号に掲げる費用及び家賃等以外の金品（一定期間経過後又は退所時に全額返還することを条件として入所時に支払を受ける金銭を除く。）の支払を受けないこと。</p> <p>上記の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定特定入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。</p>	<p>経過措置適用 有・無</p> <p>経過措置適用 有・無</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 浴室や脱衣場の転倒防止の配慮、手すりの設置等 	○ 当該説明文書等	<p>基準第177条第4項第二号 基準第177条第4項第三号 基準第177条第4項第四号 基準第177条第4項第五号 基準第177条第4項第六号</p> <p>解釈 第3の十の2(3)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 段差の解消、廊下の幅の確保等の配慮がなされているか。 		<p>基準 第177条第5項</p> <p>基準 第177条第6項</p> <p>基準 第177条第7項</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 利用者が当該有料老人ホームに併設する養護老人ホーム等の浴室及び食堂を利用することができること等が要件であること。 		<p>平11厚令第37号 附則第13条</p> <p>附則第16条</p>	

特定施設入居者生活介護（一般）（□囲みは運営指導時の確認項目）

	着 眼 点	自己評価
3 みなし規定	指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、指定介護予防サービス等基準第233条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなしているか。	適 ・ 否
第4 運営に関する基準 1 内容及び手続の説明及び契約の締結等	<p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しているか。</p> <p>(2) 重要事項を記した文書は、わかりやすいものとなっているか。 また、契約書においては、少なくとも、介護サービスの内容及び利用料その他費用の額、契約解除の条件を記載しているか。</p> <p>(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、(1)の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めていないか。</p> <p>(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ契約に係る文書に明記しているか。</p>	<p>適 ・ 否 説明書等有 ・ 無 同意の確認有 ・ 無</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否 説明文書有 ・ 無</p>
2 指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等	<p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を拒んでいないか。</p> <p>(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げていないか。</p> <p>(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者等が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やか講じているか。</p> <p>(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否 事例の有無有 ・ 無</p> <p>適 ・ 否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 重要事項を記した文書を交付して説明を行っているか。 重要事項を記した文書に不適切な事項はないか。 利用者の同意は、どのように得ているか。 当該同意については、書面によって確認することが望ましい。 <p>（重要事項の主な項目）</p> <ol style="list-style-type: none"> 運営規程の概要 従業者の勤務の体制 その他 <ul style="list-style-type: none"> 介護居室、一時介護室、浴室、食堂及び機能訓練室の概要 標準的な介護サービスの概要 利用料（その改定の方法を含む。） 事故発生時の対応 苦情処理の体制 など <p>（正当な理由の例）</p> <ol style="list-style-type: none"> 入居申込者が入院治療を要する場合 入居者が定員に達している場合 <ul style="list-style-type: none"> 入居者が当該指定特定施設入居者生活介護事業者から、指定特定施設入居者生活介護を受けることに同意できない場合もあること等から設けたものである。 主治の医師等から必要な情報を得る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運営規程 ○ 利用料金等の説明文書、パンフレットなど ○ 同意に関する記録 ○ 紹介の記録 	<p>基準 第177条第8項</p> <p>法第74条第2項 基準 第178条第1項</p> <p>解釈 第3の十の3(1)</p> <p>基準 第178条第2項</p> <p>基準 第178条第3項</p> <p>基準 第179条第1項</p> <p>基準 第179条第2項 解釈 基準 第179条第3項</p> <p>基準 第179条第4項</p>	

特定施設入居者生活介護（一般）（□囲みは運営指導時の確認項目）

	着 眼 点	自己評価
3 受給資格等の確認	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。	適・否
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定特定施設入居者生活介護を提供するように努めているか。	適・否
4 要介護認定の申請に係る援助	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	事例の有無 有・無
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。	事例の有無 有・無
5 サービスの提供の記録	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、指定特定施設入居者生活介護の終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しているか。	適・否
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。	適・否
6 利用料等の受領	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定特定施設入居者生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。	適・否
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設サービス計画書等に被保険者番号、要介護状態区分、有効期間等を記載していることが望ましい。 ・ 認定審査会意見とは、サービスの適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項である。 ・ 要介護認定の申請日は、市町村等が申請書を受理した日とされており、緊急のサービス提供の場合等は、十分に当該市町村等と連携をとること。 ・ 通常更新申請については、有効期間の終了する60日前から遅くとも30日前にはなされるように、必要に応じて援助を行わなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定施設サービス計画など 	<ul style="list-style-type: none"> 基準第192条準用（第11条第1項） 基準第192条準用（第11条第2項）（法73条2項） 基準第192条準用（第12条第1項） 基準第192条準用（第12条第2項） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 入居中は、居宅療養管理指導以外の居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービスについて保険給付を受けられないので、他の居宅サービス事業者等において当該利用者が指定特定施設入居者生活介護の提供を受けていることを確認できるよう、必要事項を記入しているか。 ・ 「提供した具体的なサービスの内容等の記録」は、鹿児島県条例により、5年間保存すること。 ・ 定められた利用者負担額（1割～3割相当額）の支払いを受けているか。 ・ 費用の全額（10割）の支払いを受けているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者証（(三)の介護保険施設等の欄） ○ 金銭台帳の類 ○ 請求書及び領収証(控) ○ 介護給付費請求明細書 ○ 運営規程 ○ 利用料金等の説明文書 	<ul style="list-style-type: none"> 基準第181条第1項解釈第3の十の3(3) 基準第181条第2項鹿児島県条例 基準第182条第1項 基準第182条第2項 	

特定施設入居者生活介護（一般）（囲みは運営指導時の確認項目）

	着 眼 点	自己評価
	<p>(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、上記(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。</p> <p>① 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用</p> <p>② おむつ代</p> <p>③ ①から②に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担にさせることが適当と認められるもの。 なお、③の費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」に沿って適切に取り扱われているか。</p> <p>(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、上記(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p> <p>(5) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、厚生労働省令（施行規則第65条）で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p> <p>(6) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定特定施設入居者生活介護について利用者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定特定施設入居者生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定特定施設入居者生活介護に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>①費用の徴収有 ・ 無</p> <p>②費用の徴収有 ・ 無</p> <p>③費用の徴収有 ・ 無</p> <p>適 ・ 否</p> <p>書面等の有無有 ・ 無</p> <p>適 ・ 否</p> <p>領収書の交付有 ・ 無</p> <p>適 ・ 否</p>
7 保険給付の請求のための証明書の交付	指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定特定施設入居者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	<p>適 ・ 否</p> <p>償還払い有 ・ 無</p> <p>証明書の交付有 ・ 無</p>
8 指定特定施設入居者生活介護の提供の取扱方針	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行っているか。	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険給付の対象外の便宜に係る費用は、その実費相当額を利用者から徴収できるが、あいまいな名目による費用の徴収を認めないことから運営規程等に明示されることが必要である。 ・ なお、嗜好品の購入等サービスの提供とは関係のない便宜の供与に関する費用徴収とは区分される。 		<p>基準 第182条第3項</p> <p>解釈 第3の十の3(4) ② 平12老企52号 平12老企54号</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程等説明を行う書面は、利用者にわかりやすく、内容が適当か。 また、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けているか。 		<p>基準 第182条第4項</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者負担の徴収は、サービス提供の都度でも、月末締めの一括の形でもよいが、領収証は負担金の受領の都度に交付しているか。 		<p>法第41条第8項</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 領収証には次に掲げる費用区分を明確にしているか。 ① 介護給付費の利用者負担額又は現に要した費用の額 ② その他の費用の額（それぞれ個別の費用ごとに区分） ・ 明細の項目等が利用者にわかりやすいものとなっているか。 		<p>施行規則第65条</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 償還払いとなる場合、市町村への保険給付の請求を容易に行えるようサービス提供証明書を交付しているか。様式は基本的には介護給付費明細書と同じで記載不要の欄は網掛け等の処理が望ましい。 	<p><input type="checkbox"/> サービス提供証明書(控)</p>	<p>基準第192条 準用(第21条)</p>	
	<p><input type="checkbox"/> 特定施設サービス計画など</p> <p><input type="checkbox"/> 実績記録</p>	<p>基準 第183条第1項</p>	

特定施設入居者生活介護（一般）（□囲みは運営指導時の確認項目）

着 眼 点	自己評価
(2) 指定特定施設入居者生活介護は、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っているか。	適・否
(3) 指定特定施設の特定施設従業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	適・否
(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行っていないか。 （身体的拘束等の具体的行為） ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る。 ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る。 ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。 ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。 ⑦ 立ち上がり能力のある人の立ち上がりを防げるようないすを使用する。 ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。 ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 ⑪ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。	適・否 事例の有無 有・無
(5) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、(4)の身体的拘束等を行う場合には、①切迫性②非代替性③一時性の3つの要件を満たしているかどうか「身体的拘束適正化検討委員会」で検討がなされているか。 また、身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録しているか。 なお、記録に当たっては、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」などを参考として、適切な記録を作成し、保存しているか。	適・否 記録の管理 有・無

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
	○ 要介護度の分布がわかる資料	基準 第183条第2項	
	○ 重要事項説明書 ○ 特定施設サービス利用契約書など	基準 第183条第3項 基準 第183条第4項	
		平13老155号 （身体拘束ゼロへの手引き）	
		平13老155号の2,3	
① 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。	○ 身体拘束に関する記録	基準 第183条第5項	
		平13老155号の6	

	着 眼 点	自己評価
	<p>(6) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>※ 身体的拘束適正化検討委員会：身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会</p> <p>① 身体的拘束適正化検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる者とする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>(委員会検討事項例)</p> <p>a 事業所内の推進体制 b 介護の提供体制の見直し c 「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き d 事業所の設備等の改善 e 事業所の従業者その他の関係者の意識啓発のための取り組み f 利用者の家族への十分な説明 g 身体拘束廃止に向けての数値目標</p> <p>②身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>② 身体的拘束適正化検討委員会は、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。</p> <p>・身体的拘束適正化検討委員会は、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。</p> <p>・身体的拘束適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。また、身体的拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられる。</p> <p>・身体的拘束適正化検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>・指定特定施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。</p> <p>具体的には、次のようなことを想定している。</p> <p>イ 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。</p> <p>ロ 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、身体的拘束等について報告すること。</p> <p>ハ 身体的拘束適正化検討委員会において、ロにより報告された事例を集計し、分析すること。</p> <p>ニ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。</p> <p>ホ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。</p> <p>ヘ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。</p> <p>③ 指定特定施設が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。</p> <p>イ 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方</p>		<p>基準 第183条第6項</p> <p>解釈 第3の十の3(5) ②</p> <p>解釈 第3の十の3(5) ③</p>	

特定施設入居者生活介護（一般）（□囲みは運営指導時の確認項目）

	着 眼 点	自己評価
	③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。	適 ・ 否
	(7) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	適 ・ 否
9 特定施設サービス計画の作成	(1) 指定特定施設の管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。	適 ・ 否
	(2) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。	適 ・ 否
	(3) 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成しているか。	適 ・ 否
	(4) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>ロ 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項</p> <p>ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針</p> <p>ニ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針</p> <p>ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針</p> <p>ヘ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針</p> <p>ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針</p> <p>④ 介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定特定施設における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定特定施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。</p> <p>また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。</p>	<p>○ 特定施設サービス計画</p> <p>○ 課題分析票</p> <p>○ 実績記録</p>	<p>解釈 第3の十の3(5) ④</p> <p>基準 第183条第7項</p> <p>基準 第184条第1項</p> <p>基準 第184条第2項</p> <p>解釈 第3の十の3(6)</p> <p>基準 第184条第3項</p> <p>基準 第184条第4項</p>	

特定施設入居者生活介護（一般）（□囲みは運営指導時の確認項目）

	着 眼 点	自己評価
	(5) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成した際には、当該特定施設サービス計画を利用者に交付しているか。	適 ・ 否
	(6) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行っているか。	適 ・ 否
	(7) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の変更を行う際も上記(2)から(5)に準じて取り扱っているか。	適 ・ 否
10 介 護	(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われているか。 なお、介護サービス等の実施に当たっては、利用者の人格を十分に配慮して実施しているか。	適 ・ 否
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきを実施しているか。	適 ・ 否
	(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。	適 ・ 否
	(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、上記(1)から(3)のほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っているか。	適 ・ 否
11 機能訓練	指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っているか。	適 ・ 否
12 健康管理	指定特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。	適 ・ 否
13 相談及び援助	指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行っているか。	適 ・ 否
14 利用者の家族との連携等	指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 特定施設サービス計画に基づき適正に行われているか。 自ら入浴が困難な利用者の心身の状況や自立支援を踏まえて、特別浴槽を用いた入浴や介助浴等適切な方法により実施すること。なお、健康上の理由等で入浴の困難な利用者については、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めること。 トイレ誘導や排せつ介助等については、適切な方法で実施すること。 入居者の心身の状況や要望に応じて、一日の生活の流れに沿って適切に行われているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定施設サービス計画など 	基準 第184条第5項 基準 第184条第6項 基準 第184条第7項 基準 第185条第1項 解釈 第3の十の3(7) ① 基準 第185条第2項 解釈 第3の十の3(7) ② 基準 第185条第3項 基準 第185条第4項	
<ul style="list-style-type: none"> 利用者の家庭環境等を十分に踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて提供し、日常生活及びレクリエーション、行事の実施等に当たっても、その効果を配慮するものとする。 利用者の健康状況のチェックを記録しているものがあれば確認する。 社会生活に必要な支援とは、入居者自らの趣味又は嗜好に応じた生きがい活動、各種の公共サービス及び必要とする行政機関に対する手続き等に関する情報提供又は相談である。 利用者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況を家族に定期的に報告する等常に利用者との家族の連携を図り、利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定施設サービス計画 ○ リハビリテーション計画 ○ サービス提供記録など ○ 相談記録など ○ 行事計画など 	基準第192条 準用(第132条) 解釈準用 (第3の八の3の(8)) 基準第186条 基準第187条 解釈 第3の十の3(8) 基準第188条 解釈 第3の十の3(9)	

特定施設入居者生活介護（一般）（□囲みは運営指導時の確認項目）

	着 眼 点	自己評価
15 利用者に関する市町村への通知	<p>指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしに指定特定施設入居者生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>事例の有無 有 ・ 無</p> <p>事例の有無 有 ・ 無</p>
16 緊急時等の対応	<p>(1) 特定施設従業者は、現に指定特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定特定施設入居者生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。</p>	<p>適 ・ 否 事例の有無 有 ・ 無</p> <p>適 ・ 否</p>
17 管理者の責務	<p>(1) 指定特定施設の管理者は、特定施設の従業者の管理及び指定特定施設入居者生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定特定施設の管理者は、当該指定特定施設の従業者に、平成11年3月31日厚生省令第37号の「第12章第4節運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>
18 運営規程	<p>指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 特定施設従業者の職種、員数及び職務内容</p> <p>③ 入居定員及び居室数</p> <p>④ 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>⑤ 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続</p> <p>⑥ 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>⑦ 緊急時等における対応方法</p> <p>⑧ 非常災害対策</p> <p>⑨ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑩ その他運営に関する重要事項</p> <p>なお、⑩の「その他運営に関する重要事項」として利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。</p>	<p>適 ・ 否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>・ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者に関し、保険給付適正化の観点から市町村に通知しなければならない。</p> <p>・ 緊急時において円滑な協力を得るため、事前に利用者の主治医から必要な情報を得ていることが必要になる。</p> <p>・ 協力医療機関は、緊急時等に速やかに対応できるよう、事業所から近距離にあることが望ましい。</p> <p>・ 管理者が従業者及び業務の管理を、一元的に行える状況にあるか。 例えば、他の事業所、施設の管理者又は他の業務を兼務している場合、管理すべき事業所数が過剰であると判断されるなど当該指定特定施設入居者生活介護事業所の管理業務に支障がないといえるか。</p> <p>・ 指定申請の際に作成された内容に変更はないか。</p> <p>・ 変更があった場合、変更届が適正になされているか。</p> <p>・ 「指定特定施設入居者生活介護の内容」については、入浴の介護の1週間における回数等のサービスの内容を指すものである。</p>	<p>○ 運営規程</p> <p>○ 緊急時の連絡体制に関する書類</p> <p>○ 他の業務等と兼務している場合それぞれの勤務表</p> <p>○ 出勤簿</p> <p>○ 組織図等</p> <p>○ 運営規程</p>	<p>基準第192条 準用(第26条)</p> <p>解釈準用 (第3の一の3の(15))</p> <p>基準第192条 準用(第51条)</p> <p>解釈準用 (第3の二の3の(3)②)</p> <p>基準第192条 準用 (第52条第1項)</p> <p>基準第192条 準用 (第52条第2項)</p> <p>基準第189条</p> <p>解釈 第3の十の3の(10)①</p> <p>解釈 第3の十の3の(10)②</p>	

特定施設入居者生活介護（一般）（□囲みは運営指導時の確認項目）

	着 眼 点	自己評価
19 勤務体制の確保等	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業員の勤務の体制を定めているか。	適 ・ 否
	(2) 特定施設従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係、計画作成担当者との兼務関係等を勤務表上明確にしているか。	適 ・ 否
	(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業者によって指定特定施設入居者生活介護を提供しているか。 ただし、当該指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。	適 ・ 否
	(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、(3)のただし書きの規定により指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記(3)の規定により、指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を他の事業者(受託者)に行わせる場合は、委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならない。 この場合において、委託者は受託者に委託した業務の全部又は一部を再委託させてはならない。 なお、給食、警備等の特定施設入居者生活介護に含まれない業務については、この限りでない。 ① 当該委託の範囲 ② 当該委託に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件 ③ 受託者の従業者により当該委託業務が運営基準に従って適切に行われていることを委託者が定期的に確認する旨 ④ 委託者が当該委託業務に関し受託者に対し指示を行い得る旨 ⑤ 委託者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう上記④の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを委託者が確認する旨 ⑥ 受託者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在 ⑦ その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項 ・ 指定特定施設入居者生活介護事業者が行う上記④の指示は、文書により行わなければならない。 ・ 指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅基準第191条の3第2項の規定に基づき、上記③及び⑤の確認の結果の記録を作成し、2年間保存しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勤務計画(予定)表など ○ 勤務表 ○ 辞令又は雇用契約書 	<p>基準 第190条第1項</p> <p>解釈 第3の十の3の (11)</p>	

特定施設入居者生活介護（一般）（□囲みは運営指導時の確認項目）

着 眼 点	自己評価
<p>(5) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p> <p>その際、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。</p> <p>※当該義務付けの対象とならない者</p> <ul style="list-style-type: none"> 各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者→看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。 <p>(6) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p> <p>※1「職場におけるハラスメント」とは、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントをいう。</p> <p>※2「パワーハラスメント指針」とは、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」をいう。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。 指定特定施設入居者生活介護事業者は、令和6年3月31日までに医療・福祉関係資格を有さない全ての特定施設入居者生活介護従業者に対し認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じなければならない。 また、新規採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする。 経過措置（令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。） 事業主には、職場におけるハラスメント（※1）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられている。 セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。 <p>《事業主が講ずべき措置の具体的内容》（指針）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（平成18年厚生労働省告示第615号） 「パワーハラスメント指針」（※2）（令和2年厚生労働省告示第5号） <p>（留意事項）</p> <ol style="list-style-type: none"> 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。 	<p>○ 運営規程</p> <p>○ 職員の研修の記録など</p>	<p>解釈 第3の十の3の(11)⑥</p> <p>基準 第190条第5項</p> <p>解釈 第3の十の3の(11)⑦</p> <p>・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第1項</p> <p>・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項</p>	

	着 眼 点	自己評価
20 業務継続計画の策定等	<p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>※「業務継続計画」：感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画</p> <p>(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設入居者生活介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>〈事業者が講じることが望ましい取組について〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業者が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、 <ol style="list-style-type: none"> ①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、 ②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等） ③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。 ・ 介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、‘事業者が講ずべき措置の具体的内容’の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。 ・ 都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業者が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業者はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましい。 <p>・ 指定特定施設入居者生活介護事業者は、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、指定特定施設入居者生活介護事業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならない。</p> <p>・ 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p> <p>・ 感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。</p> <p>・ 経過措置（令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。）</p> <p>【業務継続計画の記載項目等】</p> <p>イ 感染症に係る業務継続計画</p> <p>a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）</p>			<p>※厚生労働省ホームページ参照 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html</p> <p>基準第192条 準用 （第30条の2）</p> <p>解釈 第3の十の3 の(12)</p>

	着 眼 点	自己評価
21 協力医療機関等	<p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。</p> <p>(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。</p>	<p>医療機関名 ()</p> <p>歯科医療機関名 ()</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>b 初動対応</p> <p>c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</p> <p>□ 災害に係る業務継続計画</p> <p>a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）</p> <p>b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</p> <p>c 他施設及び地域との連携</p> <p>・想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。</p> <p>・感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。</p> <p>【研修の内容】</p> <p>・感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うこと。</p> <p>・職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年2回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施すること。</p> <p>・研修の実施内容についても記録すること。</p> <p>・感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。</p> <p>【訓練（シミュレーション）】</p> <p>・感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。</p> <p>・感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。</p> <p>・訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。</p> <p>・ 確約書等で確認する。 協力医療機関は、施設から近距離にあることが望ましい。</p> <p>・ 確約書等で確認する。 協力歯科医療機関は、施設から近距離にあることが望ましい。</p>	<p>○ 契約書、確約書など</p> <p>○ 契約書、確約書など</p>	<p>基準 第191条第1項</p> <p>基準 第191条第2項</p>	<p>参照 「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」 「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」</p>

	着 眼 点	自己評価
22 非常災害対策	<p>(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。</p> <p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 ※「非常災害に関する具体的計画」：消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。</p> <p>※鹿児島県条例により定められているもの ① 非常災害に関する具体的計画は、火災、震災、風水害その他想定される非常災害に関するものであること。 ② 当該具体的計画の概要を、利用者及び従業員に見やすいように掲示すること。 ③ 地域の自主防災組織及び近隣住民との連携協力体制の整備に努めること。</p> <p>(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、(1)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>計画の有無 有・無 実施時期 ()</p> <p>防火管理者 有・無</p> <p>定期的な訓練 有・無</p> <p>適・否</p>
23 衛生管理等	<p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。</p>	<p>適・否</p> <p>・レジオネラ属菌検査 直近の検査年月日 (年 月 日)</p> <p>・検査結果(以下に○を付す) 不検出(10CFU/100ml未満) 検出(10CFU/100ml以上)</p> <p>・検出された場合、その対応は適切か。 適・否</p> <p>検査未実施の場合 検査予定月 (年 月頃)</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>・関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。</p> <p>・消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定特定施設にあってはその者に行わせるものとする。</p> <p>・防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定特定施設においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。</p> <p>・避難、救出その他の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。</p> <p>・訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。</p>	<p>○高齢者保健福祉施設等における浴槽・浴槽水のチェック項目表</p> <p>○浴槽・浴槽水の衛生管理票</p>	<p>解釈 第3の十の3の(14)</p> <p>基準第192条 準用(第103条)</p> <p>解釈準用 (第3の六の3の(7))</p> <p>鹿児島県条例</p> <p>基準第192条 準用(第104条第1項)</p> <p>解釈 第3の十の3の(13)①</p>	
<p>・自家水及び受水槽を使用している場合、水質検査及び清掃を水道法に基づき、的確に行うこと。 (水道法、水道法施行規則、水道法施行令)</p> <p>・必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。</p> <p>・特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等に基づき、適切な措置を講じること。</p> <p>・入浴施設等のレジオネラ症防止対策等衛生管理を適切に実施すること。 (H14.10.18高対第406号保健福祉部長通知)</p> <p>・空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</p>			

着 眼 点	自己評価
<p>(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の①～③に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 当該指定特定施設入居者生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、特定施設従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>※「感染対策委員会」：感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 ※「感染対策担当者」：専任の感染対策を担当する者 ※「テレビ電話装置等」：テレビ電話装置その他の情報通信機器（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。）</p> <p>② 当該指定特定施設入居者生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>③ 当該指定特定施設入居者生活介護事業所において、特定施設従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>【感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置の具体的取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事項については、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ・経過措置（令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。） <p>イ 感染対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。 ・構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。 ・感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 ・感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 ・個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 ・感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。 ・事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 <p>ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 ・平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。 ・発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 <p>ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定施設従業者に対する「感染症の予防及び 		<p>基準第192条 準用(第104条 第2項)</p> <p>解釈 第3の十の3の (13)②</p>	<p>参照 「介護現場における感染対策の手引き」</p>

	着 眼 点	自己評価
24 掲 示	<p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設の見やすい場所に、運営規程の概要、特定施設従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、上記(1)に規定する事項を記載した書面を当該指定特定施設入居者生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、(1)の規定による掲示に代えているか。</p> <p>※重要事項 ・運営規程の概要、 ・特定施設従業者の勤務体制 ・事故発生時の対応 ・苦情処理の体制 ・提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況） 等</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>まん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。 ・研修の実施内容についても記録すること。 ・研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。 ・平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年2回以上）に行うことが必要である。 ・訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。 ・訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 <p>・次に掲げる点に留意すること。</p> <p>イ 施設の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの入居申込者、入居者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。</p> <p>ロ 特定施設従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、特定施設従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。</p> <p>・重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定訪問介護事業所内に備え付けることで左記(1)の掲示に代えることができる。</p>		<p>基準第192条 準用(第32条)</p> <p>解釈準用 (第3の一の3の (24))</p>	

特定施設入居者生活介護（一般）（□囲みは運営指導時の確認項目）

	着 眼 点	自己評価
25 秘密保持等	(1) 指定特定施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	適 ・ 否
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	適 ・ 否
	(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	適 ・ 否
26 広告	指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	適 ・ 否 広告の有無 有 ・ 無
27 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	適 ・ 否
28 苦情処理	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、提供した指定特定施設入居者生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。	適 ・ 否
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	適 ・ 否
	(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	適 ・ 否
	(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、提供した指定特定施設入居者生活介護に関し、法第23条（文書の提出等）の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	市町村の調査 有 ・ 無 適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設従業者等の質的向上を図るための研修等の機会を利用して周知徹底するなどの対策を講じているか。 ・ 具体的には、就業規則に盛り込むなど雇用時の取り決め等を行っているか。 	○ 秘密保持に関する就業時の取り決め	基準第192条 準用 (第33条第1項) 基準第192条 準用 (第33条第2項)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報を用いる場合は、利用者（家族）に適切な説明（利用の目的、配布される範囲等）がされ、文書による同意を得ているか。 	○ 利用者の同意に関する記録	基準第192条 準用 (第33条第3項)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に、利用料について保険給付の対象外の便宜に係る費用等その内容が適正か確認する。 	○ 広告用パンフレットなど	基準第192条 準用(第34条)	
		基準第192条 準用(第35条)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理の相談窓口があるか。 ・ 苦情処理体制、手続きが定められているか。 ・ 苦情に対して速やかに対応しているか。また、利用者に対する説明は適切か。 	○ サービス内容の説明文書 ○ 苦情処理に関する記録	基準第192条 準用 (第36条第1項) 解釈準用 (第3の一の3の(28)①)	
		基準第192条 準用 (第36条第2項) 解釈準用 (第3の一の3の(28)②)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、サービスに関する苦情に対応する必要があることから、運営規程上に明確しておく必要がある。 		基準第192条 準用 (第36条第3項)	

特定施設入居者生活介護（一般）（□囲みは運営指導時の確認項目）

	着 眼 点	自己評価
	(5) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。	適・否
	(6) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、提供した指定特定施設入居者生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条（連合会の業務）第1項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	国保連の調査有・無 適・否
	(7) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	適・否
29 地域との連携等	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	適・否 交流の有無有・無
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力しているか。	適・否
30 事故発生時の対応	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	事故の発生有・無
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	適・否
	(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	事例の有無有・無 損害賠償保険加入・未加入
	(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	適・否
31 虐待の防止	指定特定施設入居者生活介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定特定施設入居者生活介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、特定施設従業者に周知徹底を図っているか。	適・否 適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 当該指定特定施設入居者生活介護事業者に対する利用者からの苦情に関する国民健康保険団体連合会からの調査が行われ、指導・助言を受けた場合は、その記録が整備されているか。 		<p>基準第192条 準用 (第36条第4項)</p> <p>基準第192条 準用 (第36条第5項) 解釈準用 (第3の一の3の(28)③)</p> <p>基準第192条 準用 (第36条第6項)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 指定特定施設入居者生活介護の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めること。 「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれる。 	<input type="checkbox"/> 特定施設サービス計画 <input type="checkbox"/> 事業計画 <input type="checkbox"/> 消防計画など	<p>基準 第191条の2第1項</p> <p>基準 第191条の2第2項 解釈 第3の十の3の(15)②</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望ましい。 	<input type="checkbox"/> 事故に関する記録 <input type="checkbox"/> 緊急時の連絡体制に関する書類	<p>基準第192条 準用 (第37条第1項)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。 	<input type="checkbox"/> 損害賠償保険証書	<p>基準第192条 準用 (第37条第2項)</p> <p>基準第192条 準用 (第37条第3項)</p>	
<input type="checkbox"/> 次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じること。 <ul style="list-style-type: none"> 虐待の未然防止 指定特定施設入居者生活介護事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防 		<p>基準第192条 準用 (第37条の2)</p> <p>解釈 第3の十の3の(16)</p>	

	着 眼 点	自己評価
	<p>② 当該指定特定施設入居者生活介護事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>③ 当該指定特定施設入居者生活介護事業所において、特定施設従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。</p> <p>④ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</p> <p>※「高齢者虐待防止法」：「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号）</p> <p>※「虐待防止検討委員会」：虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>止法等に規定する養介護施設の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。</p> <p>・虐待等の早期発見 指定特定施設入居者生活介護事業所の従業者は、虐待等を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。 また、入居者及びその家族からの虐待等に係る相談、入居者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。</p> <p>・虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口へ通報される必要があり、指定特定施設入居者生活介護事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めること。</p> <p>以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。</p> <p>・経過措置（令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。）</p> <p>①虐待の防止のための対策を検討する委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者を含む幅広い職種で構成する。 ・構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。 ・虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 ・虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。 ・虐待防止検討委員会は、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。 ・施設に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ・虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 ・個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 			

	着 眼 点	自己評価

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>〈虐待防止検討委員会で検討する具体的事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図ること。 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ト 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること <p>②虐待の防止のための指針</p> <p>「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 施設における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 <p>③虐待の防止のための従業者に対する研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定特定施設入居者生活介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うこと。 ・職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定特定施設入居者生活介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年2回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施 			

特定施設入居者生活介護（一般）（□囲みは運営指導時の確認項目）

	着 眼 点	自己評価
32 会計の区分	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに経理を区分するとともに、指定特定施設入居者生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	適 ・ 否
	(2) 具体的な会計処理の方法等については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。	適 ・ 否
33 記録の整備	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	適 ・ 否
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。 ① 特定施設サービス計画 ② 基準第181条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③ 基準第183条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④ 基準第190条第3項に規定する結果等の記録 ⑤ 基準第26条の規定を準用する市町村への通知に係る記録 ⑥ 基準第36条第2項の規定を準用する苦情の内容等の記録 ⑦ 基準第37条第2項の規定を準用する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	適 ・ 否
第5 変更の届出等	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令（平成11年3月31日厚生省令第36号「介護保険法施行規則」第131条）で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定特定施設入居者生活介護事業を再開したときは、厚生労働省令（同上）で定めるところにより、10日以内に、その旨を県知事に届け出ているか。	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>することが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修の実施内容についても記録することが必要である。 ・ 研修の実施は、施設内での研修で差し支えない。 <p>④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定特定施設入居者生活介護事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。 ・ 当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。 		基準第192条 準用（第38条）	
<p>※「その完結の日」とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 左記(2)①②③⑤⑥⑦～個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日。 ・ 左記(2)④～指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合の当該事業者の業務の実施状況について確認した日 <p>・ (2)の①、②においては、鹿児島県条例により、保存期間を5年間とする。</p>	<input type="checkbox"/> 特定施設サービス計画など <input type="checkbox"/> 実績記録	基準 第191条の3第1項 基準 第191条の3第2項	
<p>・ 変更の届出は適切に行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 申請者の登記事項証明書又は条例等 ④ 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要 	<input type="checkbox"/> 変更届(届) <input type="checkbox"/> 変更届受理通知	法第75条第1項 施行規則 第131条第1項 第十号 法第75条第2項	

特定施設入居者生活介護（一般）（□囲みは運営指導時の確認項目）

	着 眼 点	自己評価
第6 電磁的記録等	<p>(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令（同上）で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を県知事に届け出ているか。</p> <p>(1) 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当た者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下、この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条（受給者証の確認）第1項及び第181条（サービスの提供の記録）第1項並びに下記(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>(2) 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当た者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下、「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。</p>	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>⑤ 事業所の管理者の氏名、生年月日</p> <p>⑥ 運営規程</p> <p>⑦ 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（協力歯科医療機関の場合も同様）</p> <p>⑧ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号</p>		基準 第217条	

指定特定施設入居者生活介護事業

	着 眼 点	自己評価
【介護給付費の算定及び取扱い】		
1 基本的事項	<p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。</p> <p>ただし、指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業毎に指定単位数より低い単位数を設定する旨を、県に事前に届出を行った場合は、この限りではない。</p> <p>(2) 指定特定施設入居者生活介護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第22号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。</p> <p>※経過措置 (0.1%上乘せ分)</p> <p>令和3年9月30日までの間は、短期入所生活介護費及びユニット型短期入所生活介護費について、それぞれの所定単位数の1000分の1001に相当する単位数を算定しているか。</p>	<p>適・否</p> <p>割引設定有・無 (/100)</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
2 特定施設入居者生活介護		
(1) 特定施設入居者生活介護費	<p>特定施設入居者生活介護を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるにより減算しているか。</p>	適・否
(2) 短期利用特定施設入居者生活介護費	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして県知事に届け出た指定特定施設において、指定特定施設入居者生活介護を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準（平成12年厚生省告示第27号の五）に該当する場合は、同告示により減算しているか。</p> <p>※厚生労働大臣が定める施設基準 施設基準・二十二を参照。</p>	適・否
(3) 身体拘束廃止未実施減算	<p>特定施設入居者生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準 (大臣基準告示・四十二の二) 指定居宅サービス等基準第183条第5項及び第6項に規定する基準に適合していないこと。</p>	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 割引の設定については、介護サービスの種類毎に「厚生労働大臣が定める基準」における単位に対する百分率（〇〇％）を設定する。 割引設定をしている場合、事前に県に届け出をしているか。 本県では、全てのサービスについて、1単位＝10円である。 <p>※厚生労働大臣が定める基準 (平成12年厚生省告示第27号の五) 人員欠如に該当する場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数で算定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに開設された特定施設など指定を受けた日から起算した期間が3年に満たない施設であっても、指定居宅サービスなどの運営について3年以上の経験を有している事業者が運営する施設であれば、短期利用特定施設入居者生活介護費を算定することができる。 身体拘束廃止未実施減算については、施設において身体拘束等が行われていた場合ではなく、基準第183条第5項の記録（同条第4項に規定する身体拘束等を行う場合の記録）を行っていない場合及び同条第6項に規定する措置を講じていない場合に、入居者全員について所定単位数から減算する。 具体的には、記録を行っていない、身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3月に 	<ul style="list-style-type: none"> 介護給付費請求書(控) 介護給付費請求明細書(控) 領収証(控) サービス提供票 特定施設サービス計画など 実績記録 	<p>法第41条第4項</p> <p>報酬告示の一</p> <p>報酬告示の二</p> <p>改正告示 附則第12条</p> <p>報酬告示 別表の10の注1</p> <p>報酬告示 別表の10の注3</p> <p>解釈 第2の4(3)</p> <p>報酬告示 別表の10の注4</p> <p>解釈 第2の4(4)</p>	<p>報酬告示：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平12厚生省告示第19号）</p> <p>解釈：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平12老企第40号）</p> <p>施設基準：厚生労働大臣が定める施設基準（平27.3.23厚生労働大臣告示第96号）</p> <p>大臣基準告示：厚生労働大臣が定める基準（平成27.3.23厚生労働大臣告示第95号）</p>

特定施設入居者生活介護（一般）

	着 眼 点	自己評価
(4) 入居継続支援加算	<p>特定施設入居者生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設に置いて、利用者に対して、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、サービス提供強化加算を算定している場合においては、算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 入居継続支援加算(I) 36単位 (2) 入居継続支援加算(II) 22単位</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準（大臣告示・四十二の三）</p> <p>イ 入居継続支援加算(I)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次のいずれにも適合すること。 (1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入居者の100分の15以上であること。 (2) 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入居者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。ただし、次のいずれにも適合する場合は、介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入居者の数が7又はその端数を増すごとに1以上であること。 <ul style="list-style-type: none"> a 介護機器を複数種類使用していること。 b 介護機器の使用に当たり、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、アセスメント及び入居者の心身の状況等の評価を行い、職員の配置の状況等の見直しを行っていること。 c 介護機器を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、介護機器活用委員会を設置し、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。 <ul style="list-style-type: none"> i 入居者の安全及びケアの質の確保 ii 職員の負担軽減及び勤務状況への配慮 iii 介護機器の定期的な点検 iv 介護機器を安全かつ有効に活用するための職員研修 <p>(3) 人員基準欠如に該当していないこと。</p>	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>1 回以上開催していない、身体的拘束適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入居者全員について所定単位数から減算することとする。</p> <p>① 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合については、届出日の属する月の前4月から前々月までの3月間のそれぞれの末日時点の割合の平均について算出すること。また、届出を行った月以降においても、毎月において前4月から前々月までの3月間のこれらの割合がそれぞれ所定の割合以上であることが必要である。これらの割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算の取り下げの届出を提出しなければならない。</p> <p>② 当該加算の算定を行うために必要となる介護福祉士の員数を算出する際の利用者数については、当該年度の前年度の平均を用いること。 介護福祉士の員数については、届出日の属する月の前3月間における員数の平均を、常勤換算方法を用いて算出した値が、必要な人数を満たすものでなければならない。 届出を行った月以降においても、毎月において直近3月間の介護福祉士の員数が必要な員数を満たしていることが必要であり、必要な人数を満たさなくなった場合は、直ちに加算の取り下げの届出を提出しなければならない。</p> <p>③ 必要となる介護福祉士の数が常勤換算方法で入居者の数が7又はその端数を増すごとに1以上である場合の要件</p> <p>イ 「業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器を複数種類使用」とは、以下に掲げる介護機器を使用することである。 少なくともaからcまでに掲げる介護機器は使用すること。 a 見守り機器（全ての居室に設置） b インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（全ての介護職員が使用） c 介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するICT機器 d 移乗支援機器</p>		<p>報酬告示 別表の10の注5</p> <p>解釈 第2の4(5)</p> <p>解釈 第2の4(5)④</p>	

	着 眼 点	自己評価
	<p>□ 入居継続支援加算(Ⅱ) ・次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入居者の100分の5以上であること。</p> <p>(2) イ(2)及び(3)に該当するものであること。</p> <p>※介護機器：業務の効率化及び質の向上又は職員の負担軽減に資する機器</p> <p>※アセスメント：入居者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。</p> <p>※介護機器活用委員会：介護機器を安全かつ有効に活用するための委員会</p>	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>e その他業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器</p> <p>介護機器の選定にあたっては、事業所の現状の把握及び業務面において抱えている課題の洗い出しを行い、業務内容を整理し、従業者それぞれの担うべき業務内容及び介護機器の活用方法を明確化した上で、洗い出した課題の解決のために必要な種類の介護機器を選定すること。</p> <p>□ 介護機器の使用により業務効率化が図られた際、その効率化された時間は、ケアの質の向上及び職員の負担の軽減に資する取組に充てること。</p> <p>ケアの質の向上への取組については、幅広い職種の者が共同して、見守り機器やバイタルサイン等の情報を通じて得られる入居者の記録情報等を参考にしながら、適切なアセスメントや入居者の身体の状態等の評価等を行い、必要に応じ、業務体制を見直すこと。</p> <p>ハ 介護機器活用委員会は3月に1回以上行うこと。介護機器活用委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</p> <p>なお、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等に対応していること。</p> <p>介護機器活用委員会には、管理者だけでなく実際にケアを行う職員を含む幅広い職種や役割の者が参画するものとし、実際にケアを行う職員の意見を尊重するよう努めること。</p> <p>ニ 「入居者の安全及びケアの質の確保」に関する事項を実施すること。</p> <p>a 介護機器から得られる睡眠状態やバイタルサイン等の情報を入居者の状態把握に活用すること。</p> <p>b 介護機器の使用に起因する施設内で発生したヒヤリ・ハット事例等の状況を把握し、その原因を分析して再発の防止策を検討すること。</p> <p>ホ 「職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮」に関する事項を実施すること。具体的には、実際にケアを行う介護福祉士を含めた介護職員に対してアンケートやヒアリング等を行い、介護機器の導入後における次の事項等を確認し、人員配置の検討等が行われていること。</p> <p>a ストレスや体調不安等、職員の心身の負担が増えていないかどうか</p>			

特定施設入居者生活介護（一般）

	着 眼 点	自己評価
<p>(5)生活機能向上連携加算</p>	<p>特定施設入居者生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、個別機能訓練加算を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。</p> <p>(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位 (2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準（大臣告示・四十二の四） イ 生活機能向上連携加算（Ⅰ） ・次のいずれにも適合すること。</p>	<p>適・否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>b 1日の勤務の中で、職員の負担が過度に増えている時間帯がないかどうか c 休憩時間及び時間外勤務等の状況</p> <p>へ 日々の業務の中で予め時間を定めて介護機器の不具合がないことを確認する等のチェックを行う仕組みを設けること。また、介護機器のメーカーと連携し、定期的に点検を行うこと。</p> <p>ト 介護機器の使用法の講習やヒヤリ・ハット事例等の周知、その事例を通じた再発防止策の実習等を含む職員研修を定期的に行うこと。この場合の要件で入居継続支援加算を取得する場合においては、3月以上の試行期間を設けることとする。</p> <p>入居者の安全及びケアの質の確保を前提にしつつ、試行期間中から介護機器活用委員会を設置し、当該委員会において、介護機器の使用後の人員体制とその際の職員の負担のバランスに配慮しながら、介護機器の使用にあたり必要な人員体制等を検討し、安全体制及びケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で、届出をすること。なお、試行期間中においては、通常の入居継続支援加算の要件を満たすこととする。</p> <p>届出にあたり、都道府県等が当該委員会における検討状況を確認できるよう、当該委員会の議事概要を提出すること。また、介護施設のテクノロジー活用に関して、厚生労働省が行うケアの質や職員の負担への影響に関する調査・検証等への協力を努めること。</p> <p>①生活機能向上連携加算（Ⅰ） イ 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等の助言に基づき、当該指定通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同してアセスメント、利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。</p> <p>ロ 個別機能訓練計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等は、当該利用者のADL及びIADLに関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリ</p>	<p>○アセスメント、利用者の心身の状況等の評価 ○実施時間、訓練内容、担当者等の記録</p>	<p>報酬告示別表の10の注6 解釈準用（第2の2(7)）</p>	

着	眼	点	自己評価
<p>(1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等の助言に基づき、当該指定特定施設の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。</p> <p>(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。</p> <p>(3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容等の見直し等を行っていること。</p> <p>□ 生活機能向上連携加算(Ⅱ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれにも適合すること。 <p>(1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定特定施設を訪問し、当該施設の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。</p> <p>(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。</p> <p>(3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容等の見直し等を行っていること。</p> <p>※理学療法士等：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師</p> <p>※機能訓練指導員等：機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者</p> <p>※「リハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院であること。</p>			

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>ハビリテーションを実施している医療提供施設の場合において把握し、又は、指定通所介護事業所の機能訓練指導員等と連携してICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該指定通所介護事業所の機能訓練指導員等に助言を行うこと。</p> <p>ハ 個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しなければならない。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。なお、個別機能訓練計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとする。</p> <p>ニ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供していること。</p> <p>ホ 個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。 ・理学療法士等は、機能訓練指導員等と共同で、3月ごとに1回以上、個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族（以下このホにおいて「利用者等」）に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明していること。 ・利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。 ・テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守す 			

	着 眼 点	自己評価

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>ること。</p> <p>へ 機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにすること。</p> <p>ト 生活機能向上連携加算（Ⅰ）は個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月に限り、算定されるものである。 イの助言に基づき個別機能訓練計画を見直した場合には、本加算を再度算定することは可能であるが、利用者の急性増悪等により個別機能訓練計画を見直した場合を除き、個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月の翌月及び翌々月は本加算を算定しない。</p> <p>② 生活機能向上連携加算（Ⅱ）</p> <p>イ 生活機能向上連携加算（Ⅱ）は、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同して、利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。</p> <p>ロ 個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について ・機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。 ・理学療法士等は、3月ごとに1回以上指定通所介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行うこと。</p> <p>ハ ①ハ、ニ及びへによること。なお、個別機能訓練加算を算定している場合は、別に個別機能訓練計画を作成する必要はない。</p>			

特定施設入居者生活介護（一般）

	着 眼 点	自己評価
(6)個別機能訓練加算	<p>特定施設入居者生活介護費について、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しているもの（利用者の数が100を超える指定特定施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの）として県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算（Ⅰ）として、1日につき12単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算（Ⅱ）として、1月につき20単位を算定しているか。</p> <p>※理学療法士等：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師又はきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導員に従事した経験を有する者に限る。）</p> <p>※LIFE：科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence）</p> <p>※PDCAサイクル：個別機能訓練計画の作成（Plan）、当該計画に基づく個別機能訓練の実施（Do）、当該実施内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル</p>	適・否 適・否
(7)ADL維持等加算	<p>特定施設入居者生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間）の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にはおいては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ ADL維持等加算（Ⅰ） 30単位 ロ ADL維持等加算（Ⅱ） 60単位</p>	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>① 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練（以下「個別機能訓練」）について算定する。</p> <p>② 個別機能訓練加算に係る機能訓練は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者を1名以上配置して行うものである</p> <p>③ 機能訓練を行う場合は、開始時及びその3月ごとに1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録する。</p> <p>④ 個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該特定施設の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにすること。 利用者に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 テレビ電話装置等の活用について当該利用者の同意を得なければならない。 テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>⑤ 厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこと。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照すること。 サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じたPDCAサイクルにより、サービスの質の管理を行うこと。</p>	<p>○個別機能訓練計画 ○実施時間、訓練内容、担当者等の記録</p>	<p>報酬告示 別表の10の注7 解釈 第2の4(7)</p> <p>解釈 第2の4(7)⑥</p>	<p>「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老老発0316第4号）</p> <p>報酬告示 別表の10の注8 解釈 第2の4(8)</p> <p>利用者等告示：厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平27.3.23厚生労働大臣告示第94号）</p>
<p>① ADLの評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Index を用いて行うこと。</p> <p>② 厚生労働省へのADL値の提出は、LIFEを用いて行うこと。</p> <p>③ ADL利得は、評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から、評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値に、次の(1)または(2)に掲げる者に係る評価対象利用開始月に測定したADL値に応じてそれぞれに掲げる値を加えた値を平均して得た値とする。</p>			

特定施設入居者生活介護（一般）

	着 眼 点	自己評価
	<p>※厚生労働大臣が定める基準（大臣告示・十六の二）</p> <p>イ A D L維持等加算（Ⅰ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれにも適合すること。 <p>(1) 評価対象者（当該事業所又は当該施設の利用期間（(2)において「評価対象利用期間」）が6月を超える者をいう。）の総数が10人以上であること。</p> <p>(2) 評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月（以下「評価対象利用開始月」と、当該月の翌月から起算して6月目（6月目にサービスの利用がない場合については当該サービスの利用があった最終の月）においてA D Lを評価し、その評価に基づく値（以下「A D L値」）を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していること。</p> <p>(3) 評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したA D L値から評価対象利用開始月に測定したA D L値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値（以下「A D L利得」）の平均値が1以上であること。</p> <p>ロ A D L維持等加算（Ⅱ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれにも適合すること。 <p>(1) イ(1)及び(2)の基準に適合するものであること。</p> <p>(2) 評価対象者のA D L利得の平均値が2以上であること。</p> <p>※厚生労働大臣が定める期間（利用者等告示・二十八の三）</p> <p>A D L維持等加算の算定を開始する月の前年の同月から起算して12月までの期間</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>
(8) 夜間看護体制加算	<p>特定施設入居者生活介護費及び短期利用特定施設入居者生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、指定特定施設入居者生活介護を行った場合に、夜間看護体制加算として、1日につき10単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>※厚生労働大臣が定める施設基準（施設基準・二十三）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。 ② 看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、利用者に対して、24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。 ③ 重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。 	<p>適 ・ 否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>(1) (2)以外の者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A D L値が0以上25以下 2 ・ A D L値が30以上50以下 2 ・ A D L値が55以上75以下 3 ・ A D L値が80以上100以下 4 <p>(2) 評価対象利用開始月において、初回の要介護認定（法第27条第1項に規定する要介護認定）があった月から起算して12月以内である者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A D L値が0以上25以下 1 ・ A D L値が30以上50以下 1 ・ A D L値が55以上75以下 2 ・ A D L値が80以上100以下 3 <p>④ ③においてA D L利得の平均を計算するに当たって対象とする者は、A D L利得の多い順に、上位100分の10に相当する利用者（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）及び下位100分の10に相当する利用者（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を除く利用者（以下「評価対象利用者」とする。）</p> <p>⑤ 他の施設や事業所が提供するリハビリテーションを併用している利用者については、リハビリテーションを提供している当該他の施設や事業所と連携してサービスを実施している場合に限り、A D L利得の評価対象利用者を含めるものとする。</p> <p>⑥ 令和4年度以降に加算を算定する場合であつて、加算を取得する月の前年の同月に、基準に適合しているものとして県知事に届け出ている場合には、届出の日から12月後までの期間を評価対象期間とする。</p>	<p>○夜間連絡・対応体制の指針、マニュアル等</p> <p>○重度化対応のための指針</p>	<p>報酬告示別表の10の注9</p> <p>解釈第2の4(9)</p>	
<p>・ 「24時間連絡できる体制」とは、施設内で勤務することを要するものではなく、夜間においても事業者から連絡でき、必要な場合には事業者からの緊急の呼出に応じて出勤する体制をいう。</p> <p>イ 施設において、管理者を中心に、介護・看護職員による協議の上、夜間の連絡・対応体制（オンコール体制）に関する取り決め（指針やマニュアル等）の整備がなされていること。</p> <p>ロ 管理者を中心として、介護・看護職員による協議の上、看護職員不在時の介護職員による利用者の観察項目の標準化がなされていること。</p> <p>ハ 施設内研修等を通じ、介護・看護職員に対してイ及びロの内容が周知されていること。</p> <p>ニ 施設の看護職員とオンコール対応の看護職員が異なる場合には、電話やF A X等により利用者の状態に関する引継を行うこと。</p>			

特定施設入居者生活介護（一般）

	着 眼 点	自己評価
(9) 若年性認知症入居者受入加算	<p>特定施設入居者生活介護費及び短期利用特定施設入居者生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、若年性認知症入居者（介護保険法施行令第二条第六号に規定する初老期における認知症によって要介護者又は要支援者となった入居者をいう。）に対して指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、1日につき120単位を所定単位数に加算する。</p>	適・否
(10) 医療機関連携加算	<p>特定施設入居者生活介護費について、看護職員が、利用者ごとに健康の状況を継続的に記録している場合において、当該利用者の同意を得て、協力医療機関（指定居宅サービス基準第191条第1項に規定する協力医療機関をいう。）又は当該利用者の主治の医師に対して、当該利用者の健康の状況について月に1回以上情報を提供した場合は、医療機関連携加算として、1月につき80単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>※指定居宅サービス基準第191条第1項 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p>	適・否
(11) 口腔衛生管理体制加算	<p>特定施設入居者生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定特定施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき30単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準（大臣基準告示・六十八） イ 事業所において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていること。 ロ 人員基準欠如に該当していないこと。</p>	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。 ※厚生労働大臣が定める基準 （大臣基準告示・四十二の五） 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること 協力医療機関等に情報を提供した日前30日以内において、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を算定した日が14日未満である場合には、算定できない。 協力医療機関等への情報提供は、面談によるほか、文書（FAXを含む。）又は電子メールにより行うことも可能とするが、協力医療機関等に情報を提供した場合においては、協力医療機関の医師又は利用者の主治医から、署名あるいはそれに代わる方法により受領の確認を得ること。この場合において、複数の利用者の情報を同時に提供した場合には、一括して受領の確認を得ても差し支えない。 面談による場合について、当該面談は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。なお、テレビ電話装置等の活用にあたっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 		<p>報酬告示 別表の10注10</p> <p>解釈準用 （第2の2(14)）</p> <p>報酬告示 別表の10注11</p> <p>解釈 第2の4(11)</p> <p>解釈 第2の4(11)⑤</p>	
<p>① 「口腔ケアに係る技術的助言及び指導」とは、当該施設における入所者の口腔内状態の評価方法、適切な口腔ケアの手技、口腔ケアに必要な物品整備の留意点、口腔ケアに伴うリスク管理、その他当該施設において日常的な口腔ケアの実施にあたり必要と思われる事項のうち、いずれかに係る技術的助言及び指導のことをいうものであって、個々の入所者の口腔ケア計画をいうものではない。</p> <p>「口腔ケアに係る技術的助言及び指導」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。</p> <p>なお、テレビ電話装置等の活用にあたっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p>		<p>報酬告示 別表の10注12</p> <p>解釈 第2の4(12)</p>	

	着 眼 点	自己評価
<p>(12) 口腔・栄養スクリーニング加算</p>	<p>特定施設入居者生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定特定施設の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、1回につき20単位を所定単位数に加算している。</p> <p>ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。</p> <p>※口腔スクリーニング：口腔の健康状態のスクリーニング ※栄養スクリーニング：栄養状態のスクリーニング</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準（大臣基準告示・四十二の六） ・次のいずれにも適合すること。 イ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、利用者の口腔の健康状態に関する情報（利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。）を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 ロ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、利用者の栄養状態に関する情報（利用者が低栄養状態のある場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 ハ 人員基準欠如に該当していないこと。</p>	<p>適・否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>② 「入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」には、以下の事項を記載すること。 イ 当該施設において入所者の口腔ケアを推進するための課題 ロ 当該施設における目標 ハ 具体的方策 ニ 留意事項 ホ 当該施設と歯科医療機関との連携の状況 ヘ 歯科医師からの指示内容の要点（当該計画の作成にあたっての技術的助言・指導を歯科衛生士が行った場合に限る。） ト その他必要と思われる事項</p> <p>③ 医療保険において歯科訪問診療料又は訪問歯科衛生指導料が算定された日の属する月であっても口腔衛生管理体制加算を算定できるが、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導又は入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。</p> <p>① 口腔・栄養スクリーニング加算の算定に係る口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行うこと。 ② 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれに掲げるイからニに関する確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供すること。 イ 口腔スクリーニング a 硬いものを避け、柔らかいものを中心に食べる者 b 入れ歯を使っている者 c むせやすい者 ロ 栄養スクリーニング a BMIが18.5未満である者 b 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」に規定する基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者 c 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者 d 食事摂取量が不良（75%以下）である者</p>		<p>報酬告示 別表の10注13</p> <p>解釈 第2の4(13)</p>	<p>「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）</p>

特定施設入居者生活介護（一般）

	着 眼 点	自己評価
(13) 科学的介護推進体制加算	<p>特定施設入居者生活介護費について、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき40単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>イ 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。</p> <p>ロ 必要に応じて特定施設サービス計画（指定居宅サービス基準第184条第1項に規定する特定施設サービス計画をいう。）を見直すなど、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たって、イに規定する情報その他指定特定施設入居者生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。</p>	適・否
(14) 退院・退所時連携加算	<p>特定施設入居者生活介護費について、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から指定特定施設に入居した場合は、入居した日から起算して30日以内の期間については、1日につき所定単位数を加算する。30日を超える病院若しくは診療所への入院又は介護老人保健施設若しくは介護医療院への入所後に当該指定特定施設に再び入居した場合も、同様とする。</p>	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>① 当該加算は、原則として利用者全員を対象として、利用者ごとに算定要件を満たした場合に、当該事業所の利用者全員に対して算定できるものである。</p> <p>② 情報の提出については、LIFEを用いて行うこと。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照すること。</p> <p>③ 事業所は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、PDCAサイクルにより、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具体的には、次のような一連の取組が求められる。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはならない。</p> <p>イ 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するためのサービス計画を作成する（Plan）。</p> <p>ロ サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する（Do）。</p> <p>ハ LIFEへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行う（Check）。</p> <p>ニ 検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める（Action）。</p>		報酬告示 別表の10注14 解釈 第2の4(14)	
<p>① 当該利用者の退院又は退所に当たって、当該医療提供施設の職員と面談等を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、特定施設サービス計画を作成し、特定施設サービスの利用に関する調整を行った場合には、入居日から30日間に限って、1日につき30単位を加算すること。</p> <p>当該面談等は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。なお、テレビ電話装置等の活用にあたっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>② 当該加算は、当該入居者が過去3月間の間に、当該特定施設に入居したことがない場合に限り算定できる。</p> <p>当該特定施設の短期利用特定施設入居者生活</p>	○特定施設サービス計画	報酬告示 別表の10の二 解釈 第2の4(15)	

特定施設入居者生活介護（一般）

	着 眼 点	自己評価
(15)看取り介護加算	<p>(1) 特定施設入居者生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定特定施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り介護を行った場合においては、看取り介護加算(I)として、1日につき所定単位を死亡月に加算しているか。</p> <p style="text-align: right;">死亡日以前31日以上45日以下 72単位 死亡日以前4日以上30日以下 144単位 死亡日の前日及び前々日 680単位 死亡日 1280単位</p> <p>ただし、退居した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。</p> <p>夜間看護体制加算を算定していない場合は、算定しない。</p> <p>(2) 特定施設入居者生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定特定施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り介護を行った場合は、看取り介護加算(II)として、1日につき所定単位を死亡月に加算しているか。</p> <p style="text-align: right;">死亡日以前31日以上45日以下 572単位 死亡日以前4日以上30日以下 644単位 死亡日の前日及び前々日 1,180単位 死亡日 1,780単位</p> <p>ただし、退居した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。</p> <p>看取り介護加算(I)を算定している場合又は夜間看護体制加算を算定していない場合は、算定しない。</p> <p>※厚生労働大臣が定める施設基準（施設基準・二十四） イ 看取り介護加算(I)</p> <p>(1) 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。</p> <p>(2) 医師、生活相談員、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定特定施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。</p> <p>(3) 看取りに関する職員研修を行っていること。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>介護を利用していた者が日を空けることなく当該特定施設に入居した場合については、当該加算は入居直前の短期利用特定施設入居者生活介護の利用日数を30日から控除して得た日数に限り算定できる。</p> <p>③ 30日を超える医療提供施設への入院・入所後に再入居した場合は、当該加算は算定できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設は、利用者に提供する看取り介護の質を常に向上させていくため、次のような取組が求められる。 <ul style="list-style-type: none"> イ. 看取り指針を定めることで、施設の看取り方針等を明らかにする。 ロ. 看取り介護の実施に当たっては、当該利用者に係る医師の診断を前提にして、介護に係る計画に基づいて、利用者がその人らしく生き、その人らしい最期を迎えられるよう支援を行う。 ハ. 多職種が参加するケアカンファレンスを通じて、実施した看取り介護の検証や、職員の精神的負担の把握及びそれに対する支援を行う。 二. 看取り指針の内容その他看取り介護の実施体制について、適宜、適切な見直しを行う。 <ul style="list-style-type: none"> 指定特定施設入居者生活介護事業者は、看取り介護の改善のために、適宜、家族等に対する看取り介護に関する報告会並びに利用者等及び地域住民との意見交換により地域への啓発活動を行うことが望ましい。 ・ 質の高い看取り介護を実施するため、多職種連携により、利用者等に対し十分な説明を行い、理解を得るよう努めること。 ・ 説明の際には、利用者等の理解を助けるため、利用者に関する記録を活用した説明資料を作成し、その写しを提供すること。 ・ 看取り介護の実施に当たっては、管理者を中心として、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等による協議の上、看取りに関する指針が定められていることが必要であり、同指針に盛り込むべき項目としては、例えば、以下の事項が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> イ. 当該特定施設の看取りに関する考え方 ロ. 終末期にたどる経過（時期、プロセスごと）とそれに応じた介護の考え方 ハ. 特定施設等において看取りに際して行いうる医療行為の選択肢 二. 医師や医療機関との連携体制（夜間及び緊急時の対応を含む。） 		<p>報酬告示 別表の10のホ</p> <p>解釈 第2の4(16)</p>	

	着 眼 点	自己評価
	<p>□ 看取り介護加算(Ⅱ)</p> <p>(1) 当該加算を算定する期間において、夜勤又は宿直を行う看護職員の数が1以上であること。</p> <p>(2) イ(1)から(3)までのいずれにも該当するものであること。</p> <p>※厚生労働大臣が定める利用者（利用者等告示・二十九）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次のイからハまでのいずれにも適合している利用者 イ. 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。 ロ. 医師、生活相談員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者（以下「医師等」）が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者（その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。）であること。 ハ. 看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等利用者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。）であること。 	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>ホ. 利用者等への情報提供及び意思確認の方法</p> <p>ヘ. 利用者等への情報提供に供する資料及び同意書の書式</p> <p>ト. 家族への心理的支援に関する考え方</p> <p>チ. その他看取り介護を受ける利用者に対して施設の職員が取るべき具体的な対応方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看取り介護の実施に当たっては、次に掲げる事項を介護記録等に記録すること。 イ. 終末期の身体症状の変化及びこれに対する介護等についての記録 ロ. 療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアについての記録 ハ. 看取り介護の各プロセスにおいて把握した利用者等の意向と、それに基づくアセスメント及び対応についての記録 <p>・看取り介護に係る計画の作成及び看取り介護の実施にあたっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が入退院をし、又は外泊した場合であつて、当該入院又は外泊期間が死亡日以前45日の範囲内であれば、当該入院又は外泊期間を除いた期間について、当該加算の算定が可能である。 ・入院若しくは外泊又は退去の当日について看取り介護加算を算定できるかどうかは、当該日に所定単位数を算定するかどうかによる。 ・看取り介護加算(Ⅱ)を算定する場合の「夜勤又は宿直を行う看護職員の数が1以上」については、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（以下「病院等」）の看護師又は准看護師が、当該病院等の体制に支障を来すことなく、特定施設において夜勤又は宿直を行う場合についても、当該特定施設の施設基準を満たすものとして差し支えない。 特定施設と同一建物内に病院等が所在している場合、当該病院等の体制に支障を来すことなく、当該病院等に勤務する看護師又は准看護師が、特定施設において夜勤又は宿直を行った場合と同等の迅速な対応が可能な体制を確保していれば、同様に当該特定施設の施設基準を満たすものとして差し支えない。 		<p>解釈 第2の4(16)⑧</p> <p>解釈 第2の4(16)⑬</p>	

特定施設入居者生活介護（一般）

	着 眼 点	自己評価
(16) 認知症専門ケア加算	<p>特定施設入居者生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定特定施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し、専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ. 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3単位 ロ. 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4単位</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準（大臣基準告示・三の二）</p> <p>イ 認知症専門ケア加算（Ⅰ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次のいずれにも適合すること。 ① 施設における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下「対象者」）の占める割合が2分の1以上であること。 ② 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 ③ 当該施設の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 <p>ロ 認知症専門ケア加算（Ⅱ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次のいずれにも適合すること。 ① イの基準のいずれにも適合すること。 ② 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 ③ 当該施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。 	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>※厚生労働大臣が定める者（利用者等告示・三十）日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する入居者を指す。 ・ 「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 ・ 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとする。 ・ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護指導者研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとする。 <p>※「認知症介護実践リーダー研修」：「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日老計第0331007号厚生労働省計画課長通知）に規定する研修</p> <p>※「認知症介護指導者研修」：「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する研修</p>		報酬告示 別表の10のへ 解釈 第2の4(17)	

特定施設入居者生活介護（一般）

	着 眼 点	自己評価
(17) サービス提供体制強化加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位 (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位 (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位</p>	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>※厚生労働大臣が定める基準 （大臣基準告示・四十三）</p> <p>イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ・次のいずれにも適合すること。 (1) 次のいずれかに適合すること。ただし、指定特定施設入居者生活介護事業者が、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合における、介護職員の総数の算定にあつては、指定特定施設入居者生活介護と指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する介護職員の合計数によるものとする。 (一) 指定特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。 (二) 指定特定施設の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。 (2) 提供する指定特定施設入居者生活介護の質の向上に資する取り組みを実施していること。 (3) 人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>ロ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ・次のいずれにも適合すること。 (1) 指定特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。ただし、介護職員の総数の算定にあつては、イ(1)ただし書の規定を準用する。 (2) 人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>ハ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) ・次のいずれにも適合すること。 (1) 次のいずれかに適合すること。ただし、介護職員、看護・介護職員又は職員の総数の算定に当たっては、イ(1)ただし書の規定を準用する。 (一) 指定特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 (二) 指定特定施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。 (三) 指定特定施設入居者生活介護を入居者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 (2) 人員基準欠如に該当していないこと。</p>		報酬告示 別表の10のト 解釈 第2の4(18)	

特定施設入居者生活介護（一般）

	着 眼 点	自己評価
(18) 介護職員処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>①介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 特定施設入居者生活介護費、短期利用特定施設入居者生活介護費及び各加算により算定した単位数の1000分の82に相当する単位数</p> <p>②介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 特定施設入居者生活介護費、短期利用特定施設入居者生活介護費及び各加算により算定した単位数の1000分の60に相当する単位数</p> <p>③介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 特定施設入居者生活介護費、短期利用特定施設入居者生活介護費及び各加算により算定した単位数の1000分の33に相当する単位数</p> <p>④介護職員処遇改善加算（Ⅳ） ③により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>⑤介護職員処遇改善加算（Ⅴ） ③により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p>	適・否
(19) 介護職員等特定処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>①介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 特定施設入居者生活介護費、短期利用特定施設入居者生活介護費及び各加算により算定した単位数の1000分の18に相当する単位数</p> <p>②介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 特定施設入居者生活介護費、短期利用特定施設入居者生活介護費及び各加算により算定した単位数の1000分の12に相当する単位数</p>	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>※厚生労働大臣が定める基準 大臣基準告示・四十四を参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 別途通知を参照。 ・ 加算を取得しようとする介護サービス事業者等は、加算を取得する年度の前年度の2月末日までに、介護サービス事業所等ごとに、当該介護サービス事業所等の所在する都道府県知事等に提出するものとする。 ・ 介護職員処遇改善計画書を一括して作成する場合は、一括して都道府県知事等に届け出ることができる。 ・ 年度の途中で加算を取得しようとする介護サービス事業者は、加算を取得しようとする月の前々月の末日までに、都道府県知事等に提出するものとする。 <p>〔経過措置〕 令和3年3月31日において現に改正前の介護職員処遇改善加算に係る届出を行っている事業所において、改正後の介護職員処遇改善加算に係る届出を行っていないものにおける介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)の算定については、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。</p>	<p>○介護職員処遇改善計画書 ○実績報告書 ○研修計画書</p>	<p>報酬告示 別表の10のチ</p> <p>解釈準用 (第2の2(22))</p> <p>報酬告示 附則第2条</p>	<p>別途通知 「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」</p>
<p>※厚生労働大臣が定める基準 大臣基準告示・四十四の二を参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 別途通知を参照。 		<p>報酬告示 別表の10のリ</p>	<p>別途通知 「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」</p>

特定施設入居者生活介護（一般）

	着 眼 点	自己評価
(20)介護職員等ベースアップ等支援加算 (令和4年10月1日～)	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、特定施設入居者生活介護費、短期利用特定施設入居者生活介護費及び各加算により算定した単位数の1000分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
※厚生労働大臣が定める基準 大臣基準告示・四十四の三を参照。 ・別途通知を参照。		報酬告示 別表の10のヌ	別途通知 「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」